

## 糸崎保育所 重要事項説明書

### 1 事業者の運営主体

事業者の名称	三原市
事業者の所在地	三原市港町三丁目5番1号
事業者の電話番号・FAX	電話番号 0848-67-6042      FAX 0848-67-5934
代表者氏名	岡田 吉弘

### 2 施設の概要

種別	保育所					
名称	三原市立糸崎保育所					
所在地	三原市糸崎3丁目5番1号					
電話番号・FAX	電話番号 0848-62-4397      FAX 0848-62-4397					
所長氏名	岡本 久仁子					
開設年月日	昭和29年7月1日					
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	5人	7人	8人	6人	6人	8人
取扱う保育事業	延長保育					

### 3 施設・設備の概要

敷地面積		1394.30 m <sup>2</sup>			
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建て			
	延床面積	延床面積 479.09 m <sup>2</sup>			
施設設備の数と面積	乳児室	1室	33.50 m <sup>2</sup>		
	保育室	5室	131.70 m <sup>2</sup>		
	遊戯室	1室	59.40 m <sup>2</sup>		
	調理室	1室	28.13 m <sup>2</sup>		

	幼児用トイレ	男女合わせて 12 個	25.32 m <sup>2</sup>
	医 務 室	1 室	6.15 m <sup>2</sup>
	事 務 室	1 室	28.13 m <sup>2</sup>
設 備 の 種 類		プール、冷暖房等	
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場 746.30 m <sup>2</sup>	

#### 4 施設の目的、運営方針

目 的	児童福祉法第39条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。
運 営 方 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することにふさわしい生活の場であるよう努めます。</li> <li>・目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。</li> <li>・利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの補助者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。</li> </ul>

#### 5 職員体制（令和8年4月1日現在）

所 長	1 人 （保育士・幼稚園教諭免許状）
保 育 士	8 人 （常勤： 8 人、非常勤 人）
事 務 職 員	0 人 （常勤： 人、非常勤 人）

#### 6 保育・教育を提供する日

開 所 日	月曜～土曜
休 所 日	日・祝日 年末年始（12/29～1/3）

## 7 保育・教育を提供する時間

### (1) 開所時間

月曜日 から 金曜日	午前7時30分から午後6時00分まで
土曜日	午前7時30分から午後6時00分まで

### (2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時00分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時00分まで 土曜日の保育を希望する場合は申込が必要です。
延長保育時間	実施無し

### (3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時30分から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後6時00分まで

## 8 利用料金

利用料（利用者負担）	・保護者が居住する市町村が定める利用料 ※幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償 2号認定：全ての児童を対象に無償 3号認定：市民税非課税世帯を対象に無償 ・世帯における第2子以降の3号認定の児童を対象に無償（三原市独自施策 R6年9月～）
延長保育料	区分ごとに1回300円 区分ごとに上限月3000円
主食費（3歳児以上）	1食あたり30円
副食費（3歳児以上）	1食あたり180円

※その他、必要に応じて徴収する費用等がある場合は、別途お知らせします。

## 9 支払方法

口座振替払を原則としています。 納期限は各月の月末までです（12月は25日）。納期限が休日の場合は翌営業日です。
---

## 10 提供する教育・保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

### <毎日の保育・教育の流れ>

時間	乳児	幼児
7:30	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園
8:30	保育短時間（8時間）開始 順次登園 ・おやつ ・遊び（室内外）・散歩	保育短時間（8時間）開始 順次登園 ・遊び（室内外） ・まとまった活動
11:00	食事 （年齢によって前後します）	食事の準備 当番活動 食事 はみがき 当番活動
12:30	お昼寝 （年齢によって前後します）	お昼寝または休憩 （年齢によって前後します）
15:00	おやつ あそび	おやつ あそび
16:00	健康状態の連携	帰りの会 健康状態の連携
16:30	保育短時間終了	保育短時間終了
18:00	保育標準時間終了 閉園	保育標準時間終了 閉園

### <全体的な計画>

ク ラ ス	年齢別保育・教育目標
0 歳 児	安心できる環境の下で、五感を通して身のまわりのものに興味をもったり、自発的に周囲の物事を知ろうとしたりする。
1 歳 児	生活リズムが整い、安心して探索活動を行ったり、欲求を表したりする。
2 歳 児	衛生的で安心できる環境で心身ともに快適な生活を送る。自分でやりたいという意欲が芽生え、簡単な生活習慣を身につけようとする。
3 歳 児	保育者や友達と遊ぶ中で自分のしたいこと言いたいことを言葉や行動で表現する。
4 歳 児	保育者や友達と一緒に遊びながら繋がりを広げ、集団として過ごす楽しさを味わう。

5 歳 児	生活や遊びの中で一つの目標に向かい、力を合わせて活動し達成感や充実感をみんなで味わう。
そ の 他 (年間行事)	健康診断 保育参観日 (各クラス 2～3 回) 運動会 発表会 (幼児) 遠足 クリスマス会 卒園式 キッズイングリッシュ (5 歳児) 茶道教室 (5 歳児) 誕生会 (毎月) 避難訓練 (毎月) クラス懇談 個人懇談

<クラス編成>

年 齢	クラス名
0 歳 児	ひよこ組
1 歳 児	うさぎ組
2 歳 児	あひる組
3 歳 児	ぱんだ組
4 歳 児	ぞう組
5 歳 児	きりん組

11 給食等について

	提供内容				保育所の給与栄養量 (目標) (保育所で提供する栄養量の割合)
	午前おやつ	昼食		午後おやつ	
		主食	副食		
0 歳児	○	○	○	○	「授乳・離乳の支援ガイド」 に準じ、発達に応じた離乳食 の提供をします。 おやつについては子の発達に 応じて提供します。
1 歳児	○	○	○	○	
2 歳児	○	○	○	○	
3 歳児	—	○	○	○	570kcal 完全給食月 (1 日の 45%)
4 歳児	—	○	○	○	
5 歳児	—	○	○	○	

<給食の提供にあたって>

・ 保育所内に調理施設を設置して給食を作っています。給食は、三原市給食年間計画に基づき、季節感や嗜好等を考慮し、バラエティーに富むよう心がけて
---

います。

- ・毎月各家庭に献立表を配布すると共に、毎日コドモンアプリで給食の画像を送っています。

- ・厚生労働省が作成した「大量調理衛生管理マニュアル」及び、三原市で作成した「三原市保育所給食衛生管理マニュアル」沿って、安心・安全な給食提供を行っています。

- ・給食やおやつの中には、調理員によるクラス巡回を行い、食べ具合の確認や食指導を行い、保育士と連携しながら子どもの成長を食事から支援しています。

- ・菜園活動で収穫した食べ物を給食に取り入れたり、こどもクッキングを行ったりしています。

#### <アレルギー対応について>

- ・保育所の生活に特別な留意が必要な場合には、医師の診断・指導に基づき、アレルギー対応を行います。

- ・厚生労働省が作成した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」及び、三原市で作成した「食物アレルギー指示書」に基づき、適切な対応に努めています。

#### 12 保護者に用意していただくもの

##### (1) 入園時にご用意いただくもの

- ・保護者の緊急連絡先
- ・児童の健康や体調を確認するもの
- ・通園かばん 午睡用布団 着替え コップ ハンドタオル  
おむつ（乳児） お尻ふき（乳児） 食事用エプロン（乳児）  
シューズ（幼児） 歯ブラシ（幼児） 水筒（水分補給用：幼児）  
ビニール袋 箱ティッシュ

##### (2) 毎日持参いただくもの

- ・通園かばん 手拭きタオル 歯ブラシ コップ 水筒
- ・カラー帽子（保育用品で購入）

##### (3) 服装について

- ・動きやすく、脱ぎ着しやすい服装  
(ひもやフードなどの引っかかりやすい服は避けるようにしてください)

### 13 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・9時までには登園をお願いします。都合や病気等で欠席される場合や遅れる場合は、8時50分までにコドモンアプリまたは電話連絡をお願いします。
- ・子どもの安全のため、門の施錠（2カ所）は大人が必ず閉めてください。
- ・駐車場から保育所までの道路は危険です。必ずお子さんと手をつないでください。車の方は十分に安全確認し、徐行運転をお願いします。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・駐車場が限られていますので、速やかな移動をお願いします。
- ・お迎えの方がいつもと違う場合はコドモンなどでお知らせください。
- ・登降園の際にはコドモンでの打刻をお願いいたします。

### 14 保育所と保護者との連携について

- ・保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、わからないことはいつでも職員にお尋ねください。
- ・コドモンの連絡帳、送迎時など

### 15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

原則、全園児を下記の回数で実施します。ただし当該児の様子に応じて対応を検討することがあります。

内科検診	2回	、	歯科健診	1回	、	視聴覚健診	1回
尿検査	1回	、	眼科健診	1回	、	耳鼻科健診	1回

(2) 健康管理、病気のときの対応

- ・毎朝、健康観察を行います。体調について、保護者からのコドモンでの連絡や口頭での連絡をお願いし、健康状態の把握をします。
- ・症状に対しては、保育所における感染症対策ガイドラインに基づき、対応します。
- ・発熱時の対応：38.0℃以上の発熱または37.5℃以上に加えて全身状態が不良な場合など個々の状況に応じて保護者に連絡し、迎えと受診を依頼します。
- ・感染症の場合、登園の際には診断によって「意見書」または「登園届」を提出していただきます。
- ・当所での与薬：本来は保護者が登園して与えていただきますが、緊急やむを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と当所で話し合いのうえ、

当所の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「くすりの連絡票」「くすりの指示書」に必要事項を記載していただき、薬に添付して当所の職員に手渡していただきます。薬は医師が処方したものに限りです。

#### 16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

- ・当所での予防対策  
手洗いの可能な児童は手洗いを行います。  
テーブルなどの共用部分は、毎日消毒を行います。  
保健所への報告が必要な集団感染事例が発生した場合は、社会福祉施設等における感染症事例の報告を行います。保健所・嘱託医との相談により、一部または全部を閉鎖する場合があります。また、給食やおやつの内容を変更する場合があります。
- ・発生した場合の連絡（園便り、保健便り等）  
「意見書」「登園届」が必要な感染症が確認された場合は、コドモンなどを通じて周知と家庭での対策を連絡します。

#### 17 障害児保育について

- ・障害児保育を実施する場合の方針、留意点  
入所申請前に園の見学と相談を行っていただきます。  
加配職員等が必要と判断した場合、新たな職員配置や施設整備などが整うまでお待ちいただくことがあります。  
入所後は、保護者・関係機関等と連携をとりながら、集団保育を行っていきます。

#### 18 嘱託医

以下の医師（小児科・内科）へ委嘱しています。

医 師 名	木原 幹夫
医 療 機 関 名	みはらこどもクリニック

#### 19 嘱託歯科医

以下の歯科医へ委嘱しています。

医 師 名	山口 隆志
医 療 機 関 名	愛真歯科医院

#### 20 避難場所

保育所近隣の避難場所は次のとおりです。

避難場所	三原市立糸崎小学校
避難場所	三原市立第一中学校
その他	道の駅 神明の里

## 21 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<緊急連絡先>

警察署	三原警察署	0848-67-0110
消防署	三原市消防本部	0848-64-5910

## 22 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	岡本 久仁子
消防計画届出年月日	三原消防署 令和8年4月3日
避難訓練	避難訓練（消火・通報・避難誘導）・地震避難訓練・水害避難訓練・不審者対応訓練 年12回
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器

## 23 非常災害時の対応について

非常時で保育が困難な場合は、コドモンで対応（休所・お迎え等）を連絡しますのでお願いいたします。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害・台風など大雨が予想される場合 園の所在地（市内全域・旧三原市・糸崎）に「警戒レベル3 高齢者等避難」が発令された時</li> <li>・地震の場合 震度5弱以上、施設の損壊や火災等により保育が困難な時</li> </ul>
--

## 24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	①日本スポーツ振興センター災害共済給付 ②全国市長会学校災害賠償保障保険
-------	---

保 險 の 内 容	①園の管理下における災害に対する、災害共済給付 (医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給) ②身体賠償、財物賠償
保 險 金 額	①医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10 (そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に、療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ②身体賠償：支払限度額 1 名につき 1 億円、1 事故につき 10 億円 財物賠償：支払限度額 1 事故につき 2,000 万円 ※詳細は各制度参照

## 25 虐待防止等の措置について

子どもの人権の擁護・虐待防止等のため、児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律に基づき、必要な措置を講じます。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権の擁護・虐待防止に関する必要な体制の整備</li> <li>・職員による子どもに対する虐待等の行為の禁止</li> <li>・虐待の防止・人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施</li> <li>・その他虐待防止のために必要な措置</li> </ul> <p>緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員または保護者(子どもを現に養育するものを含む)による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待防止法に従い、三原市や関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。</li> </ul> <p>(虐待等の行為とは、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号に規定する行為をいう。)</p>
--

## 26 業務の質の評価について

保 育 所 の 自 己 評 価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年 2 回実施
-----------------	-----------------------------------

## 27 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 門松 裕子 電話番号 0848-62-4397
相談・苦情解決責任者	氏名 岡本 久仁子 電話番号 0848-62-4397
第 三 者 委 員	中野 洋子   主任児童委員

受付方法：面接、電話、文書などの方法により相談・苦情を受け付けています。

28 地域の育児支援について

園庭開放

29 小学校等との連携について

- ・ 小学校入学前に入所している子どもの資料等（要録）を小学校へ送付および連携
- ・ 小学校との交流 2～4 回
- ・ 第一中学校区幼保小中連携教育研修会

30 その他

児童等の事故・被害防止を目的に、カメラを設置しています。録画された映像は、事故・被害発生時の検証等に活用することとしており、その管理については適正に管理します。また、必要に応じて、警察等に提供する場合があります。

(個人情報の取り扱い)

- ・ 職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- ・ 園便り・クラス便りに写真や動画を掲載することがあります。掲載を承諾されない方はお申し出ください。
- ・ メディアの取材を受けることがあります。掲載を承諾されない方はお申し出ください。

### 重要事項の説明に関する同意書

当所における教育・保育の提供を開始するにあたり、「糸崎保育所 重要事項説明書」に基づき、重要事項の説明を行いました。

認定こども園名： 三原市立糸崎保育所  
所在地： 三原市糸崎3丁目5番1号  
説明者職名： 所長 岡本 久仁子

私は、書面に基づいて三原市立糸崎保育所の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：  
児童氏名：  
保護者氏名：  
児童から見た続柄：

### 個人情報の取り扱いに係る同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の利用目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 1 園での様子を写真や動画にて、コドモンで配信すること。  
また、職員研修等で活用すること。
- 2 メディアの取材を受け、テレビ放送や広報等への掲載があること。
- 3 児童等の事故・被害防止のためカメラで保育室内等を記録すること。

※園便り・クラス便りへの写真・動画掲載を承諾されない方はお申し出ください。

※メディア取材に配慮が必要な場合はお申し出ください。

※この同意書は卒園まで有効です。

保護者住所：  
児童氏名：  
保護者氏名：  
児童から見た続柄：